

議会基本条例検証項目一覧

評価基準… A：できている（そのまま推進する） B：できている（但し、改善が必要）
C：できていない（分析と見直しが必要） D：できていない（条例改正が必要）

	責務の内容、議会の運営原則など	規定箇所	具現化した規定	評価上の留意点	会派名	取り組みの結果 (内容・出来たこと・課題))	検証結果	今後の取り組み方法
1	議会を市民に開かれたものにする (1) 積極的な情報の公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任	議会の運営原則 第3条第1項	第18条 政務活動費	政務活動費、政務活動内容は公開されているか、また、適正かつ有効に活用されているかなど	決断と実行	議員の研修視察等は適時実施されていた。政務出張の報告書(ネット公開用)のフォーマットができた。領収証の公開が課題。	B	研修視察内容の公開と政策活動への展開手法の検討。領収証の公開手法、ルールの検討
					市民クラブ	活動費は公開されている	B	活用内容は議会だけで一部公開しているが、有効性の評価について検討が必要。
					社会クラブ	有効に活用されている	B	ホームページ等で公開する
					自治研究会	政務活動費の領収書の原本を添付。更に活動内容を明らかにして、所感を添えた上で、市議会議長に報告はされている。今後は報告書の公開が予定されている。	A +B	改善は常に必要。必要に応じて基本を守りながらの政務活動費の活用により柏崎市の市政全般における施策の反映に寄与していくことが望まれる。
					柏崎のみらい	・政務活動費取扱要領の見直しを行い、更に議会の責務に資するものとした。 ・個々の調査・研究の成果はあるが、議会全体としての情報共有が図られていない。	A	・議会全体として情報共有を図る。(資料、冊子等の報告、閲覧、開示) ・領収証等の政務活動に関する詳細を更に市民に公開していく。
					公明党	透明性と公平性の確保並びに市民への説明責任はなされているが、政務活動費による活動などの情報公開については今後、議会ホームページに公開をするなど積極的に展開する必要がある。政務活動費を活用してより政策形成の向上に努めること、および市民のニーズに応えることができるよう取り組み必要がある	A	
					日本共産党柏崎市議員団	公開されるまで準備されている	B	市民への公開を進める
					民社友愛	・政務活動費・内容等は議会だよりや庁舎にて公開されている。 ・政務活動費は適正かつ有効に活用されるように議会運営委員会等で共有している。 ・課題としては、会派および個人の活動が有効であったかなかったかの評価が難しいこと。	B	・各々の活動については今後ホームページで公開することになっている。

1	<p>議会を市民に開かれたものにする事</p> <p>(1) 積極的な情報の公開</p> <p>(2) 透明性と公平性の確保</p> <p>(3) 市民への説明責任</p>	<p>議会の運営原則</p> <p>第3条第1項</p>	<p>第19条</p> <p>市民参加及び情報公開</p>	<p>市民の傍聴機会の確保、議事録の公開状況、会議の映像公開や資料の事前公開状況はされているかなど</p>	<p>決断と実行</p>	<p>請願の趣旨説明ができるようになった。資料の事前公開、説明資料の公開がまだなされていない。議事録の公開が遅くないか。</p>	B	<p>議事録を迅速に公開できるように改善。議会中継設備の改善</p>
					<p>市民クラブ</p>	<p>公開されている</p>	A	
					<p>社会クラブ</p>		B	<p>資料の事前公開について、検討が必要</p>
					<p>自治研究会</p>	<p>市民の議会傍聴の機会は原則公開、本会議、各常任委員会、特別委員会、全員協議会、等、全て確保されている。現在、議場、委員会開催会場に足を運んでの傍聴と同時に、ラジオ、インターネット配信、議会だより、また、議会ホームページを利用した議事録などの情報公開にも努めている。請願については、意見陳述の機会を設けており、請願者の願意を正しく確認しての審査に努めている。</p>	A, B	<p>情報公開は技術の進歩とともに変わらざるを得ない。真実と事実が理解され、市民への説明責任が果たされることを期して、尚一層、正確な情報公開、即時伝達、事前資料提供、などの主権者市民への権利の担保、保全をおこなっていく。</p>
					<p>柏崎のみらい</p>	<p>概ね良好だが、議事録の公開に時間を要している。</p>	A	<p>・検討する。</p>
					<p>公明党</p>	<p>概ね情報公開はなされている。しかし、会議資料等の公開・提供はされていない。今後の検討を要する。</p>	B	<p>会議資料の公開と議事録等の早期公開</p>
					<p>日本共産党柏崎市議員団</p>	<p>公開されている</p>	A	<p>傍聴への啓発強化、市民モニターなど市民参加システムの検討</p>
					<p>民社友愛</p>	<p>・本会議や各種委員会など公開状況は適正といえる。 ・また実際に原則公開を守っているし、意見陳述の実績もある。</p>	A	<p>・継続</p>

1	<p>議会を市民に開かれたものにする事</p> <p>(1) 積極的な情報の公開</p> <p>(2) 透明性と公平性の確保</p> <p>(3) 市民への説明責任</p>	<p>議会の運営原則</p> <p>第3条第1項</p>	<p>第20条</p> <p>広報・広聴の充実</p>	<p>SNSを活用しての住民との交流、アンケート等の市民の意識調査の手法の確立状況はどうかなど</p>	<p>決断と実行</p>	<p>SNSの勉強会は委員会で実施したが、導入は未定。議員発案の条例はなされなかった。</p>	C	<p>アンケート、パブリックコメントを実施するルールの策定。</p>
					<p>市民クラブ</p>	<p>議会だよりについてはアンケートを実施した</p>	C	<p>SNSを活用した手法の研究が必要</p>
					<p>社会クラブ</p>		B	<p>SNSの活用</p>
					<p>自治研究会</p>	<p>議会としてもSNSへの取組への必要性は理解できる。しかし、「デジタル・デバイド」(IT、情報技術に疎い人はどうすればいいのか、使える者と、使えない者との格差、機会均等でない、貧富の格差によるITの利活用の差、などなど。)の解消に向けた取組が必要。市民との交流手段としては有効だが、前段階のITの活用、利用技術、それらへのリテラシーといったことの啓発が課題。</p>	B	<p>当面は、SNSの市民、議会への浸透、双方の認知度、習熟度、普遍性など「市民権の獲得」への啓発を今しばらくは行い、期の熟するを図ることが、肝要と現況から思はれる。基本条例制定から一定期間を経過して状況変化の確認の後に検証をしてはいかか。</p>
					<p>柏崎のみらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見の把握には努めている。 市民の意見をいかに政策に反映させていくかが課題。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 市民の議会への関心を高めるため、土日の議会開催を推進する。 市民による議会モニター制度を立ち上げ、多様な意見を把握し、政策活動に反映させる。
					<p>公明党</p>	<p>全体的にSNSの活用を始め、パブリックコメント、アンケート等検討をする必要がある</p>	C	<p>全体的にSNSの活用を始め、パブリックコメント、アンケート等検討をする必要がある</p>
					<p>日本共産党柏崎市議員団</p>	<p>議会だよりの改善がされている</p>	B	<p>SNSの活用も含め市民アンケート実施の検討</p>
					<p>民社友愛</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会ホームページにおいて「問い合わせ」可能となっていることで、広義のSNSと捉えられる。しかし、狭義の意味で議会発信のフェイスブックと捉えるならば、実施はされていない。 フェイスブックを立ち上げるならば、詳細な検討(SWIHなど)が必要である。 (条例制定後)パブコメ、アンケート導入はされていない 	B	<p>議会としてのフェイスブック等の検討を行う。</p>

1	<p>議会を市民に開かれたものにする事</p> <p>(1) 積極的な情報の公開</p> <p>(2) 透明性と公平性の確保</p> <p>(3) 市民への説明責任</p>	<p>議会の運営原則</p> <p>第3条第1項</p>	<p>第21条</p> <p>議会の報告会等</p>	<p>議会報告会の制度化、実施状況、また、市民からの質問・要望に対する回答は適切に処理されているかなど</p>	<p>決断と実行</p>	<p>議会報告会は制度化され、実施されている。報告会での質疑意見については回答されている。但し、政策提言等への反映はまだである。</p>	<p>B</p>	<p>報告会の頻度、開催日程の見直し検討は必要。また、市民との対話手法の検討必要。政策提言や条例につなげる仕組みの検討必要。</p>
					<p>市民クラブ</p>	<p>年2回実施している。議会ホームページで質問と回答を公開している。</p>	<p>A</p>	
					<p>社会クラブ</p>	<p>実施されているが制度化していない</p>	<p>B</p>	<p>制度化する</p>
					<p>自治研究会</p>	<p>議会報告会は条例で決められている。実施状況は適切である。市民からの質問意見は適切に処理され回答もできている。</p>	<p>A</p>	<p>2年毎に議会報告会の改善を進めていく。議会報告会での報告内容がより良く理解されるために、「伝える言葉と伝わる言葉」の検討をする。一人合点の解消。独演会にならぬように議会報告会のデザインに工夫を込める。住民自らが、地域経営、地域主権、そして参画民主主義の醸成に資する議会報告会に取組む。</p>
					<p>柏崎のみらい</p>	<p>・昨年より年2回実施が制度化された。 ・寄せられた意見、質問に対して、適切な回答を行っている。</p>	<p>B</p>	<p>・現在の実施状況を検証し、ターゲットやテーマを絞るなどして、より政策に活かしやすい”柏崎方式”にチャレンジしていく。</p>
					<p>公明党</p>	<p>議会報告会は制度化されており、実施状況についてはより良いものに改善して必要性がある。報告会が出た質問・意見などへの回答については早期の対応を求める</p>	<p>B</p>	<p>議会報告会並びに意見交換会をより充実したものに改善する必要がある</p>
					<p>日本共産党柏崎市議員団</p>	<p>適切に運営された</p>	<p>B</p>	<p>・出席議員を知らせ案内する ・大きな課題について会派の意見を報告する</p>
					<p>民社友愛</p>	<p>・(当日)の回答は丁寧に実施。 ・参加者数にばらつきはあるものの、制度化されている。 ・意見質問への対応は適切に行われている(後日)。 ・実施状況については適切かどうかは現在ではわかりかねるが、回数をこなすうち、アンケートの蓄積によって判断する必要がある。 ・課題として、陳情についての取り扱いを明確にする。(受けないこととなっている)</p>	<p>B</p>	<p>・持ち帰りの質問に対する回答のスピードを速める必要がある。</p>

1	議会を市民に開かれたものにする事 (1) 積極的な情報の公開 (2) 透明性と公平性の確保 (3) 市民への説明責任	議会の運営原則 第3条第1項	第24条 議員間討議の重視	議員間討議による合意形成の実施 状況、実績はどうかなど	決断と実行	一部の委員会では議員間討議により議論の取束ができたが、全体的にはまだ活用されていない。関連してファシリテーター研修は実施された。	C	議員間討議の事例研究、論点整理、議員間討議の研修、共通認識が必要。
					市民クラブ		A	
					社会クラブ	実施されている	A	
					自治研究会	議員間討議による合意形成の過程の公開と討議結果としての合意形成は、有って然るべきであり、常任委員会或いは議会全体の意識表示になる場合もあり、市民への説明責任を果たすことに資する取組と認められる。必要に応じて実施されていて、実績については、記録から確認できる。但し、形骸化しないように「常に合意形成の醸成に努めるとの目的意識」を認識し合うことは留意すべき課題ではないか。	A	討議に必要な情報、予備知識の共有化など、議会の機能を発揮するのに必要な議員資質の向上を促す環境の整備、議員各位の自己研鑽と議会、委員会、会派の一層の取組が望まれる。
					柏崎のみらい	・討議の機会は設定されているが、討議内容が十分とは言えない。	B	・論点整理を通して、議員間討議の適切な環境を整える。 ・議員間討議の内容を各常任委員会の意思としてまとめ、当局に確認をしていく。
					公明党	議員間討議は行っているが、委員会として議論の集約に至っていない。	C	委員会として意見集約に努める必要がある。
					日本共産党柏崎市議員団	不十分	C	積極的議論につながる事前調査の強化
					民社友愛	・(議員間討議に値する議題が少ない)合意形成を図る必要がある場面とそうでない場面がある。 ・制度自体はあるが、十分に活用されていない。(イメージ的にうまく使いこなしていない感じがする) ・対峙する意見がある場合は討議しているが、合意形成までには至らないことがある。	A	・継続

2	(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること (2) 政策活動等の向上に努めること	議会の運営原則 第3条第2項	第18条 政務活動費	政務活動費は適正かつ有効に活用されているか、また、公開はされているかなど	決断と実行	議員個人個人は姿勢に反映するべく積極的に研修会等に参加していた。	B	研修視察内容の公開と政策活動への展開手法の検討。その公開手法、ルールの検討
					市民クラブ	活動費は公開されている	B	活用内容は議会だよりで一部公開しているが、有効性の評価について検討が必要。
					社会クラブ	有効に活用されている	A	
					自治研究会	政務活動費の領収書の原本を添付。更に活動内容を明らかにして、所感を添えた上で、市議会議長に報告はされている。今後は報告書の公開が予定されている。	A +B	改善は常に必要。必要に応じて基本を守りながらの政務活動費の活用により柏崎市の市政全般における施策の反映に寄与していくことが望まれる。
					柏崎のみらい	・政務活動費取扱要領の見直しを行い、更に議会の責務に資するものとした。 ・個々の調査・研究の成果はあるが、議会全体としての情報共有が図られていない。	A	・議会全体として情報共有を図る。(資料、冊子等の報告、閲覧、開示) ・領収証等の政務活動に関する詳細を更に市民に公開していく。
					公明党	概ね情報公開はなされている。しかし、会議資料等の公開・提供はされていない。今後の検討を要する。	A	
					日本共産党柏崎市議員団	不十分さは否めない	B	多様な市民の意見を把握するアンケートが必要
					民社友愛	・政務活動費・内容等は議会だよりや庁舎にて公開されている。 ・政務活動費は適正かつ有効に活用されるように議会運営委員会等で共有している。 ・課題としては、会派および個人の活動が有効であったかなかったかの評価が難しいこと。	B	・各々の活動については今後ホームページで公開することになっている。

2	(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること (2) 政策活動等の向上に努めること	議会の運営原則 第3条第2項	第20条 広報・広聴の充実	パブリックコメントの導入の検討、SNSなどによる市民との交流の導入検討はされているかなど	決断と実行	SNSの勉強会は委員会で実施したが、導入は未定。議員発案の条例はなされなかった。	C	アンケート、パブリックコメントを実施するルールの策定。
					市民クラブ		C	更なる研究が必要
					社会クラブ		B	SNSの活用
					自治研究会	議会としてもSNSへの取組への必要性は理解できる。しかし、「デジタル・デバイド」(IT、情報技術に疎い人はどうすればいいのか、使える者と、使えない者との格差、機会均等でない、貧富の格差によるITの利活用の差、などなど。)の解消に向けた取組が必要。市民との交流手段としては有効だが、前段階のITの活用、利用技術、それらへのリテラシーといったことの啓発が課題。	B	当面は、SNSの市民、議会への浸透、双方の認知度、習熟度、普遍性などなど「市民権の獲得」への啓発を今しばらくは行い、期の熟するを図ることが、肝要と現況から思はれる。基本条例制定から一定期間を経過して状況変化の確認の後に検証をしてはいかいか。
					柏崎のみらい	・市民の意見の把握には努めている。 ・市民の意見をいかに政策に反映させていくかが課題。	B	・市民の議会への関心を高めるため、土日の議会開催を推進する。 ・市民による議会モニター制度を立ち上げ、多様な意見を把握し、政策活動に反映させる。
					公明党	全体的にSNSの活用を始め、パブリックコメント、アンケート等検討をする必要がある。	C	SNSの活用など市民との情報発信と市民との交流を検討する必要がある
					日本共産党柏崎市議員団	一定の努力がされている	B	議会報告会における事前アンケートなど、意見交換会の充実
					民社友愛	・議会ホームページにおいて「問い合わせ」可能となっていることで、広義のSNSと捉えられる。しかし、狭義の意味で議会発信のフェイスブックと捉えるならば、実施はされていない。 ・フェイスブックを立ち上げるならば、詳細な検討(5W1Hなど)が必要である。 ・(条例制定後)パブコメ、アンケート導入はされていない	B	・議会としてのフェイスブック等の検討を行う。

2	(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること (2) 政策活動等の向上に努めること	議会の運営原則 第3条第2項	第21条 議会の報告会等	議会報告会は制度化されているか、実施状況は適切か、また、報告会が出た質問・意見などへの回答の取り扱いなどは定められ、適切に処理されているかなど	決断と実行	議会報告会は制度化され、実施されている。報告会での質疑意見については回答されている。但し、政策提言等への反映はまだである。	B	報告会の頻度、開催日程の見直し検討は必要。また、市民との対話手法の検討必要。政策提言や条例につなげる仕組みの検討必要。
					市民クラブ	質問意見の回答は委員会で取りまとめし当局にも確認をとり公開している	A	
					社会クラブ	適切に処理されている	B	制度化する
					自治研究会	議会報告会は条例で決められている。実施状況は適切である。市民からの質問意見は適切に処理され回答もできている。	A	2年毎に議会報告会の改善を進めていく。議会報告会での報告内容がより良く理解されるために、「伝える言葉と伝わる言葉」の検討をする。一人合点の解消。独演会にならぬように議会報告会のデザインに工夫を込める。住民自らが、地域経営、地域主権、そして参画民主主義の醸成に資する議会報告会に取り組む。
					柏崎のみらい	・昨年より年2回実施が制度化された。 ・寄せられた意見、質問に対して、適切な回答を行っている。	B	・現在の実施状況を検証し、ターゲットやテーマを絞るなどして、より政策に活かしやすい”柏崎方式”にチャレンジしていく。
					公明党	議会報告会は制度化されており、実施状況についてはより良いものに改善して必要性がある。報告会が出た質問・意見などへの回答については早期の対応を求める	B	SNSの活用など市民との情報発信と市民との交流を検討する必要がある
					日本共産党柏崎市議員団	適切に処理されている	A	議会だよりへの反映を進める
					民社友愛	・(当日の)回答は丁寧に実施。 ・参加者数にばらつきはあるものの、制度化されている。 ・意見質問への対応は適切に行われている(後日)。 ・実施状況については適切かどうかは現在ではわかりかねるが、回数をこなすうち、アンケートの蓄積によって判断する必要がある。 ・課題として、陳情についての取り扱いを明確にする。(受けないこととなっている)	B	・持ち帰りの質問に対する回答のスピードを速める必要がある。

2	<p>(1) 市民の多様な意見を的確に把握すること</p> <p>(2) 政策活動等の向上に努めること</p>	<p>議会の運営原則 第3条第2項</p>	<p>第26条 議員研修の充実・強化</p>	<p>政策活動等の向上のため議員研修の充実に努めているか、また、選挙後速やかに基本条例の目的と理念の理解のための研修を実施しているかなど</p>	<p>決断と実行</p>	<p>ファシリテーター研修、原子力発電などに関する研修を実施した。</p>	<p>B</p>	<p>研修内容の決め方のルール化の検討。 新人議員への基本条例の研修だけでなく、議員全体での再認識のためにも研修の実施検討。</p>
					<p>市民クラブ</p>	<p>議会基本条例の研修は実施している</p>	<p>B</p>	<p>研修内容を全議員で共有することが必要</p>
					<p>社会クラブ</p>		<p>A</p>	
					<p>自治研究会</p>	<p>議員研修の充実・強化としては、恒例化している中越地区の10市が持回りによる合同研修会が開催されている。又、各会派の所属議員は、単一会派研修、複数会派研修、議会合同研修、個人研修等形態は様々であるが議員研修を実施している。行政からの新人議員研修の機会に自ら新人議員と共に研修を受ける議員も期を問わず多く参加している。おしなべて、柏崎市議会議員は政治活動等の向上に内発的に取り組んでいる。法体系を知るべきと考える。</p>	<p>B</p>	<p>◎日本国憲法、地方自治法、柏崎市議会基本条例の勉強会、特に憲法をテーマにして学習会は如何でしょうか、基本はここにあります。</p>
					<p>柏崎のみらい</p>	<p>・一期生議員に対して、議員の心構えなどの研修を実施した。 ・ファシリテーション研修を実施した。 ・18歳選挙権に向けての研修を実施した。</p>	<p>A</p>	<p>・継続していく。</p>
					<p>公明党</p>	<p>議員研修はなされているが、政策活動向上に向け、目的とテーマをより明確にする必要がある。新人研修についてはより充実させる必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>議員研修会のテーマ等については議会運営委員会で各会派からの意見を求め、検討し議運で決定していく。新人研修はマニュアル等の資料を作成し、充実させる。</p>
					<p>日本共産党柏崎市議員団</p>	<p>適切に処理されている</p>	<p>A</p>	<p>適宜状況に応じて行う</p>
					<p>民社友愛</p>	<p>・研修は実施している。が、予算や内容等の検証が必要である。 ・基本条例の研修は実施されていない。</p>	<p>C</p>	<p>・基本条例の研修を速やかに行う。</p>

3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第11条 議会の議決事件	議決事件の追加、見直しはなされているかなど	決断と実行	議決事件の追加、見直しはされていない。	C	議決事件の追加、見直しのルール化検討。かつての友好姉妹都市(小木町)の検証・検討。
					市民クラブ	議運で追加議案の検討をしている	A	
					社会クラブ		A	
					自治研究会	議決事件の追加、見直しの必要性は認められない。今年度、平成29年度からの第5次総合計画の策定にあたり意見拝聴の機会があり1月に本会議での審査を経て可決されたが、特に問題は無かった。	A	必要があれば議決事件の追加、見直しを行う
					柏崎のみらい	・適正である。	A	・必要に応じて見直ししていく。
					公明党	議決事件の追加についての議論はなされていない	C	議決事件の追加については今後、検討していく必要がある。市政の重要な計画については議決案件とする検討をしていく必要がある。今回の総合計画の前期基本計画のような審査の在り方でよいかも検討する必要がある。
					日本共産党柏崎市議員団	既定の範囲で行われている	B	今後の検討課題とする
					民社友愛	・なされている	A	継続
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第12条 政策等の説明要求及び審議	議会は政策等を審議するにあたり、市長に対し詳細な説明を求め、また、立案及び執行における論点、争点を明確にし、執行後の評価に資する審議に努めているかなど	決断と実行	試行的だが、事務事業評価を実施した。	A	更なる事務事業評価の範囲拡大、施策評価へ進める検討。
					市民クラブ	実施している	A	
					社会クラブ		A	
					自治研究会	当初予算審査時では事業内容が明確でなかった実行委員会で立案、運営したシティーセールス事業が予算オーバーし審議の対象になった例もあった。リアルタイムで動く事業に議会がついていくことの難しさを感じた。	A	現在の取り組みでも実行委員会の事務局は行政側であり、今後審議内容は配慮されていくのではないかと
					柏崎のみらい	・適正に行われた。	A	・適正に推進していく。
					公明党	政策についての説明がまだまだ不十分であると考え。より丁寧な立案過程の説明を求める。また執行後の評価については執行状況並びに成果・課題について検証する必要がある。	C	計画や条例制定に向けてのプロセスモデルの再検討が必要である。執行後の評価(事務事業評価)の充実を図るため、「決算常任委員会」を設置することも検討。
					日本共産党柏崎市議員団	提案の趣旨説明が実施されている	B	論点・争点を明確にするための資料請求積極的に行う
					民社友愛	・議長により招集されるため、緊急の行政課題等に対しても少なからず対応している	B	

3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第14条 専門的知見の活用	学識経験者の登用の手順は定められ、また、実績はあるかなど	決断と実行	実績なし。 学識経験者の招聘までのルール、仕組みがない。	C	招聘の手順、費用弁償のルール化など検討が必要。
					市民クラブ	原発特別委員会で専門家による研修を実施した	B	更に活用する分野があるのではないか
					社会クラブ	実績はない	A	
					自治研究会	基本条例制定後は行っていないが、以前に市の訴訟案件で参考人として弁護士の見解を聞いた例もあり大丈夫と考えます。	A	必要があれば、専門的知見の活用を図ればよい
					柏崎のみらい	・体制は整えられている。 ・実績は無かった。	A	・必要に応じて活用していく。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・実績はない	A	
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第15条 調査機関の設置	調査機関の設置・運営に関して必要な事項は定められているか、また、実績はあるかなど	決断と実行	実績なし。 調査機関設置までのルール、仕組みがない。	C	調査機関設置の手順、ルール化など検討が必要。
					市民クラブ	設置・運営については議長が別に定められている。過去に実績はないと思う(要確認)。	A	
					社会クラブ	実績はない	A	
					自治研究会	実績はない。今のところ、特別委員会の設置以上の状況には至っていない。	A	必要があれば設置する。
					柏崎のみらい	・体制は整えられている。 ・実績は無かった。	A	・必要に応じて活用していく。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・実績はない	A	

3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第16条 附帯決議への対応	可決された附帯決議について事後の対応について報告を求めた実績はあるかなど	決断と実行	今季での付帯決議の実績なし。	C	附帯決議のあり方、異議を全議員が認識する必要あり。
					市民クラブ	実績はないと思う(要確認)	A	
					社会クラブ	実績はない	A	
					自治研究会	可決された付帯決議について、事後の対応についての報告を求めたことはない。必要な場合は議会から市長等に事後の対応について報告を求めることに必要な一連の手続きを確認しておく。	A	付帯決議の効能を活かす為、必要に応じて報告を求める。
					柏崎のみらい	・事後の議会としての対応について、報告実績がされていない。	B	・議長が調査を行い、議運等で報告を行う。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・実績はない	C	・付帯部分の報告を求める。
3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第17条 採択請願への対応	採択した請願のうち市長等に措置することとしたものについて事後の対応について報告を求めた実績はどうかなど	決断と実行	請願は採択されているが、採択後の対応は不明	C	採択された請願は請願先を議長一任としているが、いつ、どこになされているか確認していない。明確化の必要と事後の報告の手順等を明確化する必要がある。
					市民クラブ	実績はないと思う(要確認)	A	
					社会クラブ	実績はない	A	
					自治研究会	報告を求めた実績はないが、施策に反映(国旗、市旗)されたり請願内容が将来事業(新庁舎に瓦)に関する事で報告を求める必要はなかった。	A	必要があれば報告を求める。
					柏崎のみらい	・適正に行われている。	A	・現状のまま、推進していく。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・求めた実績はない。求めることが「できる規定」なので評価が難しい。	A	

3	(1) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保つこと (2) 市政執行を監視すること	議会の運営原則 第3条第3項	第22条 議会と市長等との関係	反問権の導入・実績、また、文書質問の実績はあるかなど	決断と実行	反問権は導入されているが統一されたルールに従っていたか不明。また、文書質問は実績はない。	B	反問権の市長へのルールの詳細な説明が必要ではないか。
					市民クラブ	反問権の実績はある。文書質問の実績は無いと思われる(要確認)。	A	
					社会クラブ	反問権の行使はあるが、文書質問はない	A	
					自治研究会	明確な反問権の行使はなかったが、類する質問内容の確認はあった委員会では時間の制限はないため問題は無いが一般質問では議員の答弁中も時計がとまらないことがあった。文書質問の実績はなかった。	A	反問権の行使に類すると思うときは議長の明確なジャッジが必要ではないか。
					柏崎のみらい	・適正に行われている。	A	・現状のまま、推進していく。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	反問権は実施されている	B	このまま実施する
					民社友愛	・反問権…あり ・文書質問…なし	A	継続
4	市民の信託に応える議会改革に取り組むこと (1) 議会の役割を不断に追及 (2) 市民参加の推進	議会の運営原則 第3条第4項	第29条 議員の政治倫理	議員の政治倫理向上のため具体的に行動しているかなど	決断と実行	議員の倫理向上のための研修は実施されなかった。	B	事例の検討など、議員の倫理に関する研修の必要
					市民クラブ	倫理条例は徹底している。議員としての禁止行為は議会だよりで広報している	A	
					社会クラブ		A	
					自治研究会	条例制定後問題は無い。会派内での議員の政治倫理向上のための話し合いは適宜行なっている。特に課題は無い。	A	議員の自覚を持って活動する。今後も会派内での議員の政治倫理向上を図るための話し合いを適宜行う。
					柏崎のみらい	・向上のための具体的な取り組みを行っていない。	B	・柏崎市議会議員倫理条例を今後も推進していく。 ・ただし、議会全体で倫理条例の理解を深めるために、研修を行うべきである。
					公明党		A	
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・各々で実施。	B	・全体による研修を実施

4	市民の信託に応える議会改革に取り組むこと (1) 議会の役割を不断に追及 (2) 市民参加の推進	議会の運営原則 第3条第4項	第30条 議員定数	議員定数は適切か・検証しているかなど	決断と実行	検証は実施していない	C	現状分析等、県施用体制、仕組みの構築
					市民クラブ	他自治体との比較での議論はされていたと思われる(要確認)	C	本質的な検証が必要
					社会クラブ	検証していないが現状でよい	A	
					自治研究会	人口減少、高齢化で地域、地区によっては、住民自治の柏崎市議会に議員を送りたくても、送り出せない現実がある。合併によって広く大きくなった自治体である柏崎市です。憲法の云う「地方自治の本旨」の地方公共団体(自治体)は国の出先機関ではなく独立した団体として自立して自治を行うという団体自治と、地方自治は住民の意思に基づいて行うという住民自治の2原則があります。そして、独立した地方自治として、住民自治を確保する主たる、ところこそ、議会です。より多くの住民の声が寄せられ議会政治のなかで結論を出す以上の民主主義はないと思います。そのためにも議会改革は必要。議会改革で柏崎市の議会政治への期待と理解が進むことにこれからも取組みたい。定数の現状維持は議会改革にも必要。	A	不断の検証は必要
					柏崎のみらい	・適切に検証を行っている。	A	・現状のまま、推進していく。
					公明党	定数については議論がなされていない	B	議論をしていく必要がある
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・していない。	C	
4	市民の信託に応える議会改革に取り組むこと (1) 議会の役割を不断に追及 (2) 市民参加の推進	議会の運営原則 第3条第4項	第31条 議員報酬	議員報酬は適切か・検証しているかなど	決断と実行	検証は実施していない	C	通年議会の採用などを受け、検討委員会等の設置必要ではないか
					市民クラブ	報酬等審議委員会で行っている	A	
					社会クラブ	検証していない	A	
					自治研究会	議員報酬は適正と考える。従来通り、審議会に任せる。課題として、議員の年金制度は用意されるべき。	B	議員年金制度要望の意見書を出し続ける。
					柏崎のみらい	・適切に検証を行っている。	A	・現状のまま、推進していく。
					公明党	議会運営委員会では報酬等審議会に議論を求めている。	C	議会として議員報酬の適正について議論をするべき
					日本共産党柏崎市議員団	活用されていない	C	今後の課題として検討する
					民社友愛	・していない。	C	

5	その他		第23条 適正な議会費の確立	適正な議会活動を確立するため議会費の予算要望書を作成し、提出しているかなど	決断と実行	作成はしている	B	議会の予算要望時期の見直し、確認等スケジュールの周知
					市民クラブ	予算要望を出している	A	
					社会クラブ		A	
					自治研究会	予算要望書を提出し、査定によって100%認められないのは致しかたないと思うが、事務局体制の強化(法務担当職員の配置等)の強化が長年門前払い的扱いで大きな課題である。	A	今後も要望し続ける。
					柏崎のみらい	・適切に検証を行っている。	A	・現状のまま、推進していく。
					公明党	提出している	A	
					日本共産党柏崎市議員団	実施されている	A	議運で検討する
					民社友愛	・提出している。	A	継続
5	その他		第25条 災害時における議会及び議員の対応	災害時における議会、議員の行動指針は策定されているか、また、その行動を担保する対策状況はどうか(装備・訓練など)など	決断と実行	行動指針は策定され、訓練は実施した。	A	発災時に議員がやるべきこと(情報収集等)の整理。議員災害ハンドブック(仮称)の作成。
					市民クラブ	基本条例の第25章議会災害対応で定めている。また市の火災訓練時に議会災害対策本部を設置し訓練している。	B	装備品の充実が必要
					社会クラブ	防災訓練に合わせた検証	B	装備について検討
					自治研究会	災害時における議会、議員の行動指針は策定されている。但し、装備においては、今少し、想定されている行動指針に照らして必要とされる、例えば、防寒用のアウターなども考えて頂きたい。	B	このまま推進する。情報収集は大切なので出来るだけ協力する。装備について、優先順位も考えながら充実していかなければならない。訓練は今後も総合防災訓練等に併せて行っていく。
					柏崎のみらい	・市議会(市役所)への集合訓練等、具体的に実施しており、適正に取り組まれてる。 ・議員への災害時における装備品については、現状では十分とは言えない。	B	・必要な改善を行っていく。
					公明党	今後も行政と連携し、訓練する。装備については議論し、予算要望していく	A	今後も行政と連携し、訓練する。装備については議論し、予算要望していく
					日本共産党柏崎市議員団	一定の実施がされている	B	必要な訓練の中で改善する
					民社友愛	・年に一度、当局側訓練に合わせ訓練を実施している。	A	継続